

2021年2月

医療関係者 各位

アスペンジャパン株式会社

## キシロカインゼリー2% 代替による潤滑剤の使用について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、キシロカインゼリー2%の出荷調整につきまして、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますことに深くお詫び申し上げます。

キシロカインゼリー2%をご使用いただいております医療機関様におかれましては以下のご検討をお願い申し上げます。

キシロカインゼリー2%は粘性の成分を添加した粘滑・表面麻酔剤であり、粘性成分を添加した外用剤のキシロカイン製品は他にございませんので、医療上、必要不可欠な手技（部位）においてご使用いただきますようお願いいたします。

潤滑目的が主で麻酔作用を期待しない尿道カテーテル挿入、内視鏡ファイバースコープへの塗布、浣腸や坐薬挿入などには用途に応じた医療用ゼリー・潤滑剤（K-Y ルブリケーティングゼリー〔レキットベンキーザージャパン株式会社〕、グリセリン「ケンエー」〔滅菌済〕〔健栄製薬株式会社〕など）のご使用のご検討をお願いいたします。

泌尿器科領域における感染制御ガイドラインにおいて、尿道カテーテル挿入に際し、尿道損傷をさけるために十分な量の滅菌した潤滑ゼリーを使用する<sup>1)</sup>、気管挿管に際し気管チューブへのリドカインゼリー塗布の必要性に関する質疑応答<sup>2)</sup>、潤滑剤使用における検討<sup>3)</sup>では生理食塩水やリドカイン非含有ゼリーの使用が記載されています。

本件に関しましては、弊社から関連学会様へもご報告の上、代替のご検討をお願いいたしております。何卒事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

謹白

参考資料：

1) 松本 哲朗 他,日本泌尿器科学会泌尿器科領域における感染制御ガイドライン作成委員会:日本泌尿器科学会雑誌. 2009;100(4):1-27

URL : [https://www.urol.or.jp/lib/files/other/guideline/12\\_infection\\_control\\_urology.pdf](https://www.urol.or.jp/lib/files/other/guideline/12_infection_control_urology.pdf)

2) 富田 優子 他 : 臨床麻酔. 2005;29(2):243-245

3) 酒井 洋徳 他 : 日本歯科麻酔学会雑誌. 2004;32(5):597-601